

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その1)

税 目	課 税 標 準		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度					
市 民 税	個 人	均等割	800円	700円	700円	700円	600円（府税100円）					
		所得割-前年において納付すべき所得税額	18%	18%	18%	18%	13%（同上 5%）					
	法 人	均等割	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円（同上600円）					
		法人税割-法人税額	-	創設 15%	（昭27.1.1以降 決算分）12.5%	12.5%	（昭29.4.1以降決算分）7.5%（同上 5%）					
固 定 資 産 税 （ 目 的 税 ）	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格		土地、家屋 償却資産	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%				
都 市 計 画 税				土地、家屋	-	-	-	-	-			
自 転 車 税	2 輪 車	1台に付年額	200円	200円	200円	200円	自 転 車 荷 車 税	2 輪 車	200円			
	3 輪 車	同 上	300円	300円	300円	300円		3 輪 車	300円			
	原動機付2輪車	同 上	-	-	400円	400円		原動機付2輪車	400円			
	〃 3輪車	同 上	-	-	500円	500円		〃 3輪車	500円			
荷 車 税 〔自転車〕 〔荷車税〕	荷 積 牛 馬 車	1台に付年額	800円	800円	800円	800円	荷 車	荷 積 牛 馬 車	800円			
	荷 積 大 車	同 上	400円	400円	400円	400円		荷 積 大 車	400円			
	リヤカーその他	同 上	200円	200円	200円	200円		リヤカーその他	200円			
								（別に月割課税を創設） 昭29.4.1より両税統合				
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		-	-	-	-	（創設）10/115（府税5/115）					
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%	10%	10%					
広 告 税 （宣伝広告税）	1号広告（交通運輸機関又は交通運輸業の設備によるもの）	広告料金	20%	20%	法 定 外 普 通 税 として 宣 伝 廣 告 税 を 創 設 を 廃 止 （昭二七・七・一以降、 広 告 税 を 創 設 を 廃 止）	20%	20%	1号広告（ネオンサイン電光等）	1個の表示面積	特等地 100円 1等地 70円 2等地 50円 3等地 30円		
	2号広告（映画、気球、電気、音響設備等）	同上	20%	20%		20%	20%		1個の表示面積			
	3号広告（立・掛看板、のぼり、旗）	1個、1坪又はその端数に付	60円	60円		60円	60円					
	4号広告（ポスター）	1個に付	6円	6円		6円	6円					
	5号広告（電柱又はこれに類するもの）	1個に付月額	特等地	30円		30円	30円	30円	2号広告（建植看板、額面広告等）	同上	同上	特等地 100円 1等地 70円 2等地 50円 3等地 30円
			1等地	20円		20円	20円	20円				
			2等地	15円		15円	15円	15円				
	6号広告（建植看板、額面広告、どん帳、引幕、照明等）	1個に付月額	3等地	10円		10円	10円	10円	3号広告（立・掛・置看板等）	同上	同上	60円
			特等地	100円		100円	100円	100円	4号広告（ポスター）	1個に付	6円	
			1等地	70円		70円	70円	70円	5号広告（電柱広告等）	1個に付月額	特等地 30円 1等地 20円 2等地 14円 3等地 10円	
2等地	50円	50円	50円	50円								
3等地	30円	30円	30円	30円								
7号広告（電話番号記入表によるもの）	広告料金	20%	20%	20%	30%	6号広告（ちらしによるもの）	千個又は端数に付	50円				
8号広告（ちらしによるもの）	千個又は端数に付	50円	50円	50円	50円	7号広告（映画、気球、音響施設）	宣伝広告料金の	20%				
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		3%	昭26.8.31まで 3% 昭26.9.1から 4%	4%	4%	4%					
鉦 産 税	鉦物又は砂鉦の価格		1%	1%	〔課税対象消滅のため廃止〕							
接 客 人 税	芸妓及びこれに類する接客人 その他の接客人		400円 200円	400円 200円	（昭27.8.1より廃止）							

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その2)

税 目	課 税 標 準		昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度
市 民 税	個 人	均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額	600円（府税 100円） 13%（同上 5%）	600円（府税100円） 15%（同上 5.5%）	600円（府税100円） 15%（同上 6%）
	法 人	均等割 法人税割-法人税額	2,400円（同上 600円） 昭30.6.30以前 7.5% （同上 5%） 昭30.9.30以前 7.5% （同上 5.3%） 昭30.10.1以後 8.1% （同上 5.4%）	2,400円（同上600円） 8.1%（同上 5.4%）	2,400円（同上600円） 8.1%（同上 5.4%）
固 定 資 産 税	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産	1.4%	1.4% ○国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度を創設	1.4%
（ 目 的 税 ） 都 市 計 画 税		土地、家屋		0.1% （創設） ○旧茨田町、旧長吉村を除く	0.2%
自 転 車 荷 車 税	自 転 車	2 輪 車 3 輪 車 原動機付2輪車 〃 3輪車	200円 300円 400円 500円	自 転 車 原動機付(1種) 総排気量0.05ℓ又は 定格出力0.6kw以下 500円 原動機付(2種) 同上の超 1,000円 その他 200円	500円 1,000円 200円
	荷 車	荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 （別に月割課税を創設）	800円 400円 200円	荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 800円 400円 200円	800円 400円 200円
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		10/115（府税5/115）	9/100（府税8/100）	9/100（府税8/100）
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%
宣 伝 廣 告 税	1号広告	ネオン サイン 電光等	1個の表示面積1坪迄毎に月額	特等地	100円
				1等地	70円
				2等地	50円
				3等地	30円
	2号広告	(建植看板、額面広告)	同上	特等地	100円
				1等地	70円
				2等地	50円
				3等地	30円
	3号広告	(立・掛・置看板等)	同上	60円	60円
	4号広告	(ポスター)	1個に付	6円	6円
	5号広告	(電柱広告等)	1個に付月額	特等地	30円
				1等地	20円
				2等地	15円
				3等地	10円
6号広告	(ちらしによるもの)	千個又は端数に付	50円	50円	
7号広告	(映画、気球、音響施設)	宣伝広告料金	20%	20%	
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		4%	4%	4%

(1) 大阪市税の税率変遷(その3)

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その4)

税目	課税標準	昭和42・43年度	昭和44年度	昭和45～47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
市民税	個人均等割	600円(府税100円)						1,700円(府税300円)		
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率						2%～14%の超過累進税率		
	法人均等割	資本金1,000万円以下 2,000円 " 1,000万円超 4,000円						① 資本金1,000万円以下 7,200円 8,000円 ② " 1,000万円超 12,000円 24,000円 (③を除く) ③ 資本金1億円超 24,000円 80,000円 従業者100人超	① 資本金50億円超 { 従業者 100人超 800,000円 " 100人以下 80,000円 ② 資本金10億円超 { 従業者 100人超 400,000円 50億円以下 " 100人以下 80,000円 ③ 資本金1億円超 { 従業者 100人超 80,000円 10億円以下 " 100人以下 24,000円 ④ 資本金1,000万円超 24,000円 1億円以下 ⑤ ①～④以外 8,000円	
	法人税割・・・法人税額	8.9%(府税5.8%)		9.1%(府税5.6%)		12.1%(府税5.2%)		14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))		
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%								
都市計画税		0.2%								0.3%
軽自動車税	①原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下) 2種(同上の超)	500円 1,000円	500円 1,000円				①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 650円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,000円 " 0.09ℓ超 1,300円			
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 — 1,500円 3,000円 2,500円	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,500円 1,500円 3,000円 2,500円				②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗用 5,900円(5,200円) 貨物用 3,300円(2,900円) その他 2,000円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,900円 ③2輪の小型自動車 3,300円			
	市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価	18.1%(府税10.3%)							
	電気税	電気料金	7%			6%	5%			
	ガス税	ガス料金	7%			6%	4%	3%	2%	
	特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ "				(創設) 1.4% (創設) 3%				
	商品切手発行税	商品切手の発行額	4%							
	宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ							
	事業所税	資産割・・・事業所床面積						(創設) 1㎡につき 300円		
		従業者割・・・支払給与総額						0.25%		
新增設分・・・新增設事業所床面積							1㎡につき 5,000円			

(1) 大阪市税の税率変遷(その5)

事業所税	賃屋割・・・事業所床面積	1㎡につき 500円	1㎡につき 500円
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%	0.25%
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 5,000円	1㎡につき 6,000円

(1) 大阪市税の税率変遷(その6)

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

(1) 大阪市税の税率変遷(その8)

特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・〃	1.4% 3%	※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止
事業所税	資産割・・・事業所床面積 従業者割・・・支払給与総額	1㎡につき 0.25%	600円
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき		150円

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その9)

税目	課税標準	令和元年度	令和2年度		
市 民 税	個人均等割	3,500円(府民税1,800円)			
	所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)			
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの 50,000円 (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円			
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))			
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%			
都市計画税		0.3%			
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車	非課税	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車	非課税
		②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和2年9月30日に取得したもの	自家用 (営業用)	②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和3年3月31日に取得したもの	自家用 (営業用)
		ア 乗用車 令和2年度燃費基準＋10％達成	非課税 (非課税)	ア 乗用車 令和2年度燃費基準＋10％達成	非課税 (非課税)
		〃 〃 達成	* 非課税 (0.5%)	〃 〃 達成	* 非課税 (0.5%)
		〃 平成27年度燃費基準＋10％達成	* 1.0% (1.0%)	〃 平成27年度燃費基準＋10％達成	* 1.0% (1.0%)
		〃 上記以外の車両	* 1.0% (2.0%)	〃 上記以外の車両	* 1.0% (2.0%)
		イ 貨物 平成27年度燃費基準＋20％達成	非課税 (非課税)	イ 貨物 平成27年度燃費基準＋20％達成	非課税 (非課税)
		〃 〃 ＋15％達成	1.0% (0.5%)	〃 〃 ＋15％達成	1.0% (0.5%)
		〃 〃 ＋10％達成	2.0% (1.0%)	〃 〃 ＋10％達成	2.0% (1.0%)
		〃 上記以外の車両	2.0% (2.0%)	〃 上記以外の車両	2.0% (2.0%)
	種類別 ①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超 ミニカー ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 * 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 3,600円 * 3,900円 自家用 (営業用) * 10,800円 (* 6,900円) * 5,000円 (* 3,800円) 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円			
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき5,692円	1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)		
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%			
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円			

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その10)

税 目	課 税 標 準	令和3年度				令和4年度			
市 民 税	個 人 均等割 所得割・・・総所得金額等	3,500円(府民税1,800円) 8%(府民税2%)							
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円							
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税)(府税2.0%(不均一課税))							
	固定資産税	1.4%							
都 市 計 画 税	賦課期日現在の価格	0.3%							
軽 自 動 車 税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和3年12月31日に取得したもの 自家用 (営業用) ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税) 〃 60%達成(〃) * 非課税 (0.5%) 〃 55%達成 * 1.0% (1.0%) 上記以外の車両 * 1.0% (2.0%) イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成 非課税 (非課税) 〃 120%達成 1.0% (0.5%) 〃 115%達成 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%)				①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 自家用 (営業用) ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税) 〃 60%達成(〃) 1.0% (0.5%) 〃 55%達成 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%) イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成 非課税 (非課税) 〃 120%達成 1.0% (0.5%) 〃 115%達成 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%)			
	種類別 ①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超 ミニカー ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 * 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 3,600円 * 3,900円 自家用 (営業用) * 10,800円 (* 6,900円) * 5,000円 (* 3,800円) 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円							
	市 た ば こ 税	市内売渡本数 1,000本につき6,552円 (令和3年10月1日以降)							
	事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積 従業員割・・・支払給与総額 1㎡につき 600円 0.25%							
	入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を 利用される方1人1日につき 150円							

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷（その11）

備 考

昭和37年度から令和4年度までの市民税（所得割）の税率は次のとおりである。
所得割の税率（平成18年度までは超過累進税率）

税率	（昭和37年度）		（昭和38年度）		（昭和48年度）		（昭和56～59年度）	
2%	10万円以下		15万円以下		30万円以下		30万円以下	
3%	10万円超		15万円超		30万円超		30万円超	
4%	20万円超		40万円超		50万円超		45万円超	
5%	50万円超		70万円超		80万円超		70万円超	
6%	100万円超		同左		110万円超		100万円超	
7%	150万円超				150万円超		130万円超	
8%	250万円超				250万円超		230万円超	
9%	400万円超				400万円超		370万円超	
10%	600万円超				600万円超		570万円超	
11%	1,000万円超				1,000万円超		950万円超	
12%	2,000万円超				2,000万円超		1,900万円超	
13%	3,000万円超				3,000万円超		3,000万円超	
14%	5,000万円超		5,000万円超		5,000万円超		4,900万円超	
（昭和60～62年度）		（昭和63年度）		（平成元年～2年度）		（平成3～6年度）		
2.5%	20万円以下		3%	60万円以下		3%	120万円以下	
3%	20万円超		3%	60万円以下		3%	160万円以下	
4%	45万円超							
5%	70万円超		5%	60万円超				
6%	95万円超							
7%	120万円超		7%	130万円超				
8%	220万円超		8%	260万円超		8%	120万円超	
9%	370万円超					8%	160万円超	
10%	570万円超		10%	460万円超				
11%	950万円超		11%	950万円超		11%	500万円超	
12%	1,900万円超		11%	950万円超		11%	550万円超	
13%	2,900万円超		12%	1,900万円超				
14%	4,900万円超							
（平成7・8年度）		（平成9・10年度）		（平成11～18年度）		（平成19～29年度）		
3%	200万円以下		3%	200万円以下		3%	200万円以下	
8%	200万円超		3%	200万円以下		6%		
			8%	200万円超		8%	200万円超	
11%	700万円超		8%	200万円超		8%	200万円超	
			12%	700万円超		10%	700万円超	
							（平成30年度～）	
							8%	